

(変更の届出)

- 第 14 条** 第一種動物取扱業者は、第 10 条第 2 項第 4 号若しくは第 3 項第 1 号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第 10 条第 2 項各号（第 4 号を除く。）若しくは第 3 項第 2 号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から 30 日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。